

2021年10月15日
みずほ証券株式会社

東京都が発行する グリーンボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、東京都が発行する「東京グリーンボンド」（2021年10月15日条件決定）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

東京グリーンボンド発行による調達資金は、スマートエネルギー都市づくり、持続可能な資源利用・廃棄物管理、自然環境の保全、生活環境の向上、気候変動への適応に関連した事業に充当される予定です。

加えて、東京グリーンボンドは国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）の定める「グリーンボンド原則」^{※1}に適合する債券であるとして、第三者機関であるISS ESGからセカンド・パーティー・オピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。また、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{※2}とパートナー契約を締結しています。その後2021年からは、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最高のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「グリーンボンド原則」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 「Climate Bonds Initiative」は、ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。